くれ　みなと　りょうしまち　けいかん
久礼の港と漁師町の景観

文化的景観保存計画書

平成２２年７月２７日

高知県中土佐町

目　　次

目　次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１章　文化的景観保存大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　　１　文化的景観保護の意義と目的
　　２　計画策定の経緯と位置付け
　　３　文化的景観の位置及び範囲

第２章　文化的景観の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　　１　自然的特性
　　２　歴史的特性
　　３　社会的特性

第３章　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
　　１　保存管理、整備活用、運営体制に関する基本方針

第４章　文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項・・・・・・・・15
　　１　土地利用等の考え方
　　２　行為規制の方針

第５章　整備・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
　　１　整備活用の考え方
　　２　整備活用の具体的手法

第６章　運営及び管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
　　１　運営、管理体制の基本的考え方
　　２　運営及び管理体制

第１章　文化的景観保存大綱

１．文化的景観保護の意義と目的

中土佐町は、高知県の中西部に位置する人口 8,093 人（住民基本台帳 平成２２年４月２１日）、総面積 193.43km² の第一次産業中心の自然豊かな町である。太平洋と四万十川上流域をわずか 10km の坂道（通称久礼坂）で結ぶ、高低差 300m の個性的な地形は、平成 18 年１月１日に「鰹の一本釣りの町」旧中土佐町と「四万十源流の里」旧大野見村が合併し新しい中土佐町として誕生した。

中土佐町では、山、川、海の豊かな自然が保たれ、日本の原風景とも言える風情を残すと共に、住民の暮らしも自然と密接にかかわりを持ちながら営まれている。古来より重要な移出入港である久礼港を有した久礼町は四万十川流域奥地の山間部からの陸路による流通・往来と、さらに海路による移出入の結節点として藩政期から近代期にかけて最も躍動的な姿を見せる。

久礼は古くから海路による流通・往来が頻繁であったと見え、中世の西山城や久礼城、青木城跡などが確認され、これら中世の城郭跡から出土した遺物が交易や往来を物語る。久礼は交通の要所に位置し、湾入の変化や時代の変遷を経、四万十川上流域との物・人・文化の結節点として成長し、山・川・海に生活の糧を求めた先人たちの遺産が凝縮された地区である。久礼では古くからの漁業に加え、その地の利から近世から近代期にかけて四万十川流域奥地（大野見・梼原・津野町・北幡の地域）の山林資源の集積地となり、久礼港から海路によって高知城下・阪神方面へ移出され、また、日用品や建材・文化が移入される港として商業が栄えた。久礼港による流通と往来は昭和 40 年頃まで周辺地域の人々に就業の場を提供し、廻船業、馬力車などの運送、炭や木材の運搬に携わる仲仕、貯木場で木材を積み上げる「はいたてさん」など地域特有の生業を生んでいる。また、流通・往来により藩政期には豪商を、近代期には木材や炭を中心にした事業所が成長し、小売業などの商業が賑わいを見せた区域である。現在の久礼港区域には近世から近代にかけての物資の集積に利用された街路が残り、海路移入されたと思われる漆喰や瓦、建築様式を残した酒蔵や民家が点在し往時の久礼町の隆盛を物語っている。久礼町には近世から近代期に県東部や中部から移住し、商家を営む人も多くあったようだ。

近世・近代初期に、高知県西部で海運により繁栄した下田港（四万十市）志和港（四万十町）佐賀港などの海路による移出が陸路の整備が進むにつれ衰退していくが、久礼港は大戦後も陸路の整備の充実に伴い四万十川奥地の物資積出の要港としてさらに賑わいを見せる。しかし、車輌の大型化、鉄道などによる大量輸送が可能となり、木材の需要が低迷するようになる昭和後期、積出港としての役目を終えた。現在の久礼は「土佐の一本釣り」の漁業町として知られている。中土佐町久礼を舞台とした漫画家　故・青柳裕介氏の作品「土佐の一本釣り」は、主人公・純平が一

人前の漁師に成長するさまを描き、16 年間にわたって漫画誌に連載された人気作品である。昭和 56 年には映画化もされ、「久礼」の地名が全国に知られる大きなきっかけとなった。

一方、上ノ加江沿岸部は小草、押岡等の浜辺やリアス式海岸が交互に織成す沿岸部を形成し、上ノ加江地区、矢井賀地区に分かれる景観地である。

これらを文化的景観に位置づけ、その保存を図るとともに、住民の参加と協働をもって、今後の地域振興に活用していく。また、現在の景観を保全し、後世に受け継いでいく事は私たちの使命であると共に、誇りをもって次世代へと引き継いでいく必要がある。

２．計画策定の経緯と位置付け

中土佐町は、中土佐町総合振興計画（平成 19 年度～平成 28 年度）の中で「自立・協働・連携」をまちづくりの基本理念とし、町の将来像は「地域が輝き、活気とぬくもりのある住みよいまち」としている。また、平成 19 年 3 月には中土佐町土地利用調整基本計画を策定した。

中土佐町は、四万十川流域 5 市町で選定された「四万十川流域の文化的景観－上流域の農山村と流通・往来」を更に保存調査する中で、四万十川上流域の木材等の搬出港であった久礼港区域を中土佐町の文化的景観の価値を充分に確認するため上ノ加江沿岸区域と共に沿岸や漁師町の文化的景観を更に調査することとした。更に住民と行政が一体となって、地域説明会や協議会を開催し、四万十川流域と海岸線の環境と景観の保全を推進し、人と山川海との文化を継承するために、環境保全に対する施策を実施してきた。

これまでに中土佐町では、平成 19 年 9 月 20 日、県の同意に基づき景観行政団体となり、以降、四万十川流域 5 市町で連携を図りながら文化的景観に関する取り組みを進めてきた。そして、文化的景観保存計画策定に先立ち、平成 20 年 7 月 1 日「中土佐町景観計画」「中土佐町景観条例」「中土佐町景観条例施行規則」を策定し、景観計画策定に当っては、原案の段階で住民に対する説明や意見の聴取を行なってきた。文化的景観については、住民に対しては文化的景観の意義、目的等について説明、又、広報等を活用しての啓発も実施してきた。そして町内外の学識経験者等によって組織された「中土佐町文化的景観策定委員会」による調査、保存計画立案作業が進められ、平成 21 年 2 月 12 日に四万十川流域については、5 市町が同時に重要文化的景観に選定された。

本計画は、更に中土佐町の特性を活かし、「久礼の港と漁師町の景観」の本質的な価値を高めるため、四万十川上流域と切り離した新たな選定申出を行うこととした。景観計画に定める景観計画区域のうち、文化財保護法における重要文化的景観として価値づけられる地域について、「中土佐町景観計画」などの関連計画との調和を図

りつつ、その保存のために必要な措置を定めるものである。

３．文化的景観の位置及び範囲

保存調査から、「久礼の港と漁師町の景観」の本質的な価値は、四万十川上流域の木材等の積み出し港であった久礼港と鰹の一本釣りで栄えた漁師町、更に太平洋の自然に曝された美しい景観が残る沿岸部が、その土地利用の過程を伝える構成要素とともに維持継承されている点にあることが明らかになった。よって本計画の対象は、久礼の港と漁師町及び上ノ加江沿岸とから成る約 1285.13ha の地域とする。この対象とする範囲を「久礼港区域」、「上ノ加江沿岸区域」の２区域に区分するが、これは地形、植生等の自然的観点に基づき、歴史性、社会性を踏まえた景観的まとまりから区分したものである。

（１）区域設定の考え方

中土佐町文化的景観の範囲は、第一次選定申出で「久礼港区域」を、第二次選定申出予定の「上ノ加江沿岸区域」の 2 区域とする。

久礼港区域は、四万十川上流域の梶、木炭、木材等の林産物の搬出港として発展してきた漁港の景観地であるが、鰹の一本釣りでも有名な港町である。台風の襲来に強い、軒の低い土佐の民家や久礼八幡宮が当時の活況を伝える。また街の一角には大正期に復興した久礼大正町市場があり、地域内外の人々に親しまれている。こうしたことから当該区域の申出対象範囲は、久礼漁港とその港町一帯とする。

上ノ加江沿岸区域は、太平洋の荒波に浸食されたリアス式海岸と美しい砂浜が交互に織成す美しい海岸線と農業、漁業を中心として栄えた上ノ加江、矢井賀の古い漁港一帯とする。

これらは、久礼城を中心とする城下町、四万十川上流域の林産物の搬出港として栄え、また、鰹の一本釣りの伝統漁法、鰹のタタキを始めとする皿鉢料理等の伝統料理を今に伝える漁師町として、その周辺の沿岸区域を「久礼の港と漁師町の景観」を理解する上で欠かすことのできない地域であることから、文化的景観の範囲とし区域設定するものである。

表3　区域設定の考え方

区域名	区域設定の考え方	範囲及び重点地区
久礼港区域	四万十川上流域の木材等の搬出港として発展してきた港と古い建物が立ち並ぶ漁師町の景観	久礼漁港とその港町一帯
上ノ加江沿岸区域	小草浜から矢井賀漁港までの浸食と砂浜による海岸線と漁港の景観	上ノ加江沿岸と漁港及び漁労

「久礼の港と漁師町の景観」選定申出範囲図

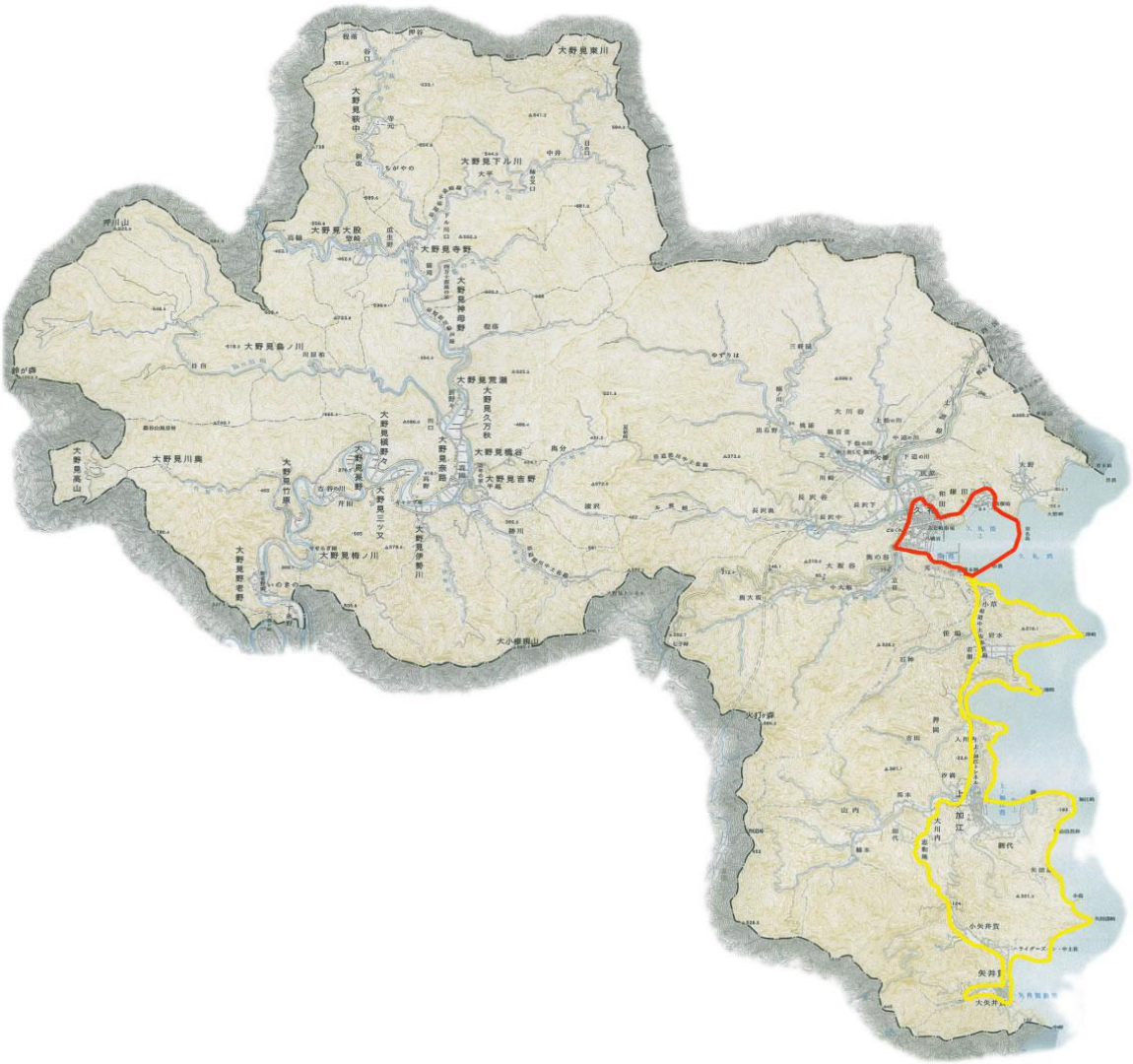

（2）申請についての考え方

【第一次選定申出区域と重要な構成要素】

第一次の選定申出区域の名称、現状、面積は下表のとおりである。

表1 第一次選定申出区域と重要な構成要素の一覧

区域名 （重点地区名）	区 域	重要な構成要素	面積（㎡）
久礼港区域	港湾と漁師町	旧炭倉庫群、久礼外港・内港、鎌田港湾施設、久礼八幡宮、西岡酒造酒蔵、桟橋跡、大正町市場施設、恵比須神社、本町商店街通り、久礼大正町連合商店街通り	2,445,700

重要な構成要素の位置と説明

	重要な構成要素	位 置	説 明
久礼港区域	久礼八幡宮	高知県高岡郡中土佐町久礼	八幡宮は久礼の浜、字松原に鎮座する。流通・往来と漁労を中心にした久礼地域で熱い信仰を受け、境内には信仰と往来の隆盛を物語る常夜灯や石造物が多い。
	旧炭倉庫群	高知県高岡郡中土佐町久礼	寿町・新元町に面する通りは、関西方面へ燃料として四万十川奥地から集めた炭を格納する倉庫が現在も点在する。ここから荷馬車で鎌田港に運び海路移出した流通を物語る建物群である。
	大正町市場施設	高知県高岡郡中土佐町久礼	久礼大正町市場は明治中期に久礼浦の漁師の妻たちが、魚を米や野菜と交換し始めたのが起源だとされる久礼の台所。元は地蔵町（じろまち）と呼ばれ地域住民対象の商いであったが新鮮さと活気で近年観光客が多い。漁業の町久礼の活気ある景観。
	久礼外港・内港	高知県高岡郡中土佐町久礼	久礼は古くから県西部の津口として四万十川奥地の山林資源や物資、御蔵米の集積地であった。久礼港はその移出港であり流通の重要な役目を担う流通の要港であり、また、古くから鰹漁などの漁業が盛んで、内港はその漁業を支えた重要な港湾施設である。

	鎌田港湾施設	高知県高岡郡中土佐町久礼	大正5年から7年にかけて築港。大正期から昭和期にかけて薪炭・木材の積み出し港として活況を呈した。土木・運搬・中仕などの生業を生み、大正・昭和期を通じて商港として発展を見せた。
	桟橋跡	高知県高岡郡中土佐町久礼	近代期に今の役場周辺に高知営林局の貯木場があり、奥地の木材を集積するこの貯木場から八幡宮横を海までトロッコ軌道が引かれ木材や製板がこの桟橋を利用して船に積まれ和歌山方面へ移出された。
	西岡酒造酒蔵	高知県高岡郡中土佐町久礼	久礼の流通・往来の隆盛は高南、北幡を商圏に納めて、商業の隆盛をももたらせた。久礼には酒造所が2ヶ所あり、西岡酒造はその一つ。天明元年（1781）の創業で高知県下最古の酒蔵が残る。土佐漆喰や瓦など蔵の建材も海路運ばれた。
	恵比須神社	高知県高岡郡中土佐町久礼	久礼の人々に親しまれる恵比須神を祀った神社。今では居住地の中になっているが藩政期の久礼浦の図では浜にあった。
	本町商店街通り	高知県高岡郡中土佐町久礼	高知県で最古の酒蔵が残る商店街で、四万十上流域の木材等を搬出した久礼港に関西圏から運ばれたレンガで造られた塀や当時久礼の中心地であった古い街並みが残る商店街である。
	久礼大正町連合商店街通り	高知県高岡郡中土佐町久礼	大正町市場を中心とする西町、八幡商店街、昭和、」平成通りに面する古い街並みは久礼の漁村を象徴する建築物が立ち並び保存活用地区として継承する。また、四万十川上流域の物流の本元であり、今も流通往来の拠点である。

【第二次選定申出予定の区域と重要な構成要素】

第二次の選定申出を予定している区域の名称、現状、面積は下表のとおりである。

表2　第二次選定申出予定の区域と重要な構成要素の一覧

区域名 （重点地区名）	区域	重要な構成要素	面積（㎡）
上ノ加江沿岸区域	港湾と沿岸	塩浜海岸、笹場大銀杏、上ノ加江港、廣埜神社、灘山自然林、谷田部崎、小矢井賀浜、矢井賀港、矢井賀観音堂	10,405,600

第２章　文化的景観の特性

久礼港地区と上ノ加江沿岸区域の文化的景観を大きく三分し自然的・歴史的・社会的観点から、以下の特性を示す。

１．自然的特性

旧中土佐町地域は高知市から国道 56 号線を西へ約 50ｋｍ、北緯 33 度 19 分 27 秒、東経 133 度 13 分 51 秒の太平洋岸に位置する。北西及び西南には山嶺が連なり、その尾根の先端は土佐湾に突き出して断崖を形成して岬となり、リアス式の海岸線を形成している。これらの山嶺を源とする小河川が久礼川や長沢川、大坂谷川、上ノ加江川、矢井賀川などに合流し土佐湾に注ぐ。その流域に耕地が散在し、河口域に漁港が点在している。

中でも久礼川はその支流を合わせた流域面積が 4,104ha を占め旧中土佐町の河川では最大であり、久礼湾に注ぐ河口域に久礼市街地を構成し、久礼市街地には旧中土佐町の７割の人口が集中している。

土佐湾に面した東側を除いて三方は山に囲まれ、北東部の背後には四国山系の支脈である檮山（ユスヤマ／842.4m）が須崎市と堺を成し、西南部には火打ヶ森（ヒウチガモリ／590.3m）山系が丘陵状になって中央部に至り、四万十町との境をなしている。海岸は典型的な沈降海岸で浸食が進み、山系の尾根の先端はすべて太平洋に突出して岬を形状し、海中に入って暗礁顕礁となっている。これらの岬は北より青木崎、大野崎、大津崎、笹場崎、矢田部崎、仲崎と呼ばれ、この間に檜生（ひそ）、大野、鎌田、久礼、笹場、押岡、上ノ加江、矢井賀の湾入があり、久礼、上ノ加江、矢井賀港がそれぞれ、沿岸漁業の基地となっている。

旧中土佐町は四万十帯に位置し、四万十帯の特徴とする砂岩と泥岩が互層を形成している。四万十帯は北から下津井層・久礼メランジ・野々川層・興津メランジの地質帯に区分されている。このような層形は海底での堆積作用に起因しているといわれる。久礼川や長沢川などの周辺には、河川によって運搬された堆積物が分布し、久礼地区以北ではいくつかの断層が見られる。久礼地区以南に比べて地質が複雑に入り組んでいる。

旧中土佐町の集落は主として海岸部を中心に発達し、国道・県道のほか旧街道や遍路道沿いの山間にもいくつかの小集落があるが、中土佐地域は大きく区分すると明治期の旧町村に基づく単位の久礼・上ノ加江・矢井賀の３地区に分かれている。

中土佐町は温暖で高温多湿な南国特有の気候を示す。海岸部では土佐沖を流れる黒潮と背後の四国山系が衝立のような円孤の形状地形になっているため、極めて高温多湿である。晴天の日が多く年間平均気温は 15.7℃、冬季の降雪は稀で、北西の季節風が吹くことが多い。年間の降水量は約 2,044ｍｍで作物の育成には好適であるが、夏から秋にかけて集中豪雨や、台風が常襲し、農作物や諸施設に被害を及ぼす。夏季には東南風

が、冬季には北西風が吹く。久礼地区では冬季温度が低下することが多く、海岸地帯としては冬季低温地に属する。背後の地形の関係から西方山地より吹き下ろす風が冷たく、年間平均気温が高いのは夏季の高温によるものである。快晴の日には陸風、海風の現象も見られる。

２．歴史的特性

古来より重要な移出入港である久礼港を有した久礼町は四万十川流域奥地の山間部からの陸路による流通・往来と、さらに海路による移出入の結節点として藩政期から近代期にかけて最も躍動的な姿を見せる。

久礼は古くから海路による流通･往来が頻繁であったと見え、中世の西山城や久礼城、青木城跡などが確認され、これら中世の城郭跡から出土した遺物が交易や往来を物語る。久礼は交通の要所に位置し、湾入の変化や時代の変遷を経、四万十川上流域との物・人・文化の結節点として成長し、山・川・海に生活の糧を求めた先人たちの遺産が凝縮された地区である。

久礼は古くからの漁業に加え、その地の利から近世から近代期にかけて四万十川流域奥地（大野見・檮原・津野町・北幡の地域）の山林資源の集積地となり、久礼港から海路によって高知城下・阪神方面へ移出され、また、日用品や建材・文化が移入される港として商業が栄えた。久礼港による流通と往来は昭和４０年頃まで周辺地域の人々に就業の場を提供し、廻船業、馬力車などの運送、炭や木材の運搬に携わる仲仕、貯木場で木材を積み上げる「はいたてさん」など地域特有の生業を生んでいる。また、流通・往来により藩政期には豪商を、近代期には木材や炭を中心にした事業所が成長し、小売業などの商業が賑わいを見せた区域である。現在の久礼港区域には近世から近代にかけての物資の集積に利用された街路が残り、海路移入されたと思われる漆喰や瓦、建築様式を残した酒蔵や民家が点在し往時の久礼町の隆盛を物語っている。久礼町には近世から近代期に県東部や中部から移住し、商家を営む人も多くあったようだ。

近世・近代初期に、高知県西部で海運により繁栄した下田港（四万十市）志和港（四万十町）佐賀港などの海路による移出が陸路の整備が進むにつれ衰退していくが、久礼港は大戦後も陸路の整備の充実に伴い四万十川奥地の物資積出の要港としてさらに賑わいをみせる。しかし、車輌の大型化、鉄道などによる大量輸送が可能となり、木材の需要が低迷するようになる昭和後期、積出港としての役目を終えた。

現在の久礼は「土佐の一本釣り」の漁業町として知られている。中土佐町久礼を舞台とした漫画家、故・青柳裕介氏の作品「土佐の一本釣り」は、主人公である純平が一人前の漁師に成長する様を描き、１６年間にわたって漫画誌に連載された人気作品である。昭和５６年には映画かもされ、「久礼」の地名が全国に知られる大きなきっかけとなった。

３．社会的特性

（１）久礼地区

久礼地区は中土佐町の基幹となる地区であり、鰹の 1 本釣りで知られた漁業の盛んな地区である。久礼は藩政期から四万十川奥地、周辺物資の集積地として栄え、旧中土佐町でもいち早く道路網整備が進められ、明治 41 年（1908）には現在の国道 56 号線にあたる県道高知・宿毛線や久礼・大野見線が竣工した。農地は人口に比して少なく、近世・近代の山林は薪炭林としての利用が中心であった。薪炭製造は二毛作の裏作として行われ、昭和初期まで続いた。クロチクの生産も盛んで、これら林産物の積出港として栄えた。市街地には薪炭・木材商の倉庫が軒を連ね、大正期に八幡宮に隣接した場所に貯木場も建設された。

戦後から現代にかけては近海カツオ一本釣漁での繁栄が目覚ましく、漁獲高は中土佐町の漁業の中核を占めていた。地区の中心産業であった薪炭製造・販売は戦後の薪炭使用の減少や拡大造林政策の推進などから衰退し、林業は大規模造林・保育へと姿を変えた。地区は戦後も旧中土佐町の商業中心地として位置づけられ、行政の各施設・久礼八幡宮・大正町市場・町立美術館・黒潮本陣・藩政期に建築された酒蔵などがあり、大正町市場などには県内外から多数の買物客が訪れ、観光産業の拠点として機能している。町内の商業の中心地でもある。

（２）上ノ加江地区

上ノ加江地区は古くから漁業の町として栄えた漁村集落である。鰯大敷は明治期より盛んであり、明治 31 年に県下初の大敷網が敷かれた「鰯大敷発祥の地」としても知られ、日本三大鰯漁場に数えられたこともある。集落内には昭和初期までは鰯大敷で成功した網元や漁師、海産商の家の他、旅館や料亭もあり隆盛を極めた。また、上ノ加江地区は昭和初期に漁民運動が起こった場所としても知られている。地区の農地は少なく、山林も薪炭利用が中心で、大正期には山林面積の 86%が薪炭林であったという記録も残っている。近年、地域では上ノ加江漁協により体験型観光漁協が展開されている。

（３）矢井賀地区

矢井賀地区が漁村集落として成立したのは江戸時代初期であり、矢井賀の浦分は 1667 年に山内勝政が新たに開いたとされる。矢井賀地区は明治期の町村制の施行により上ノ加江村に編入されたが物流などの面で、隣接する志和（四万十町）や東又（四万十町）との往来が盛んであった。地区の産業の中心は漁業であり、戦前は鰹漁が主体であったが戦後は、はえなわ漁と一本釣り漁を中心に行っている。漁家のほとんどは畑地を所有しており、余暇に耕作するという形態を戦前から継承してきた。上ノ加江に編入御は農業に関して矢井賀地区のみに触れた詳細な記述はない。矢井賀地区は戦前から共同体性格が強く、大正 3 年（1914）には県知事から模範部落の選奨を受けており、現在でも地

区における互助が機能している。平成 4 年度から漁業協同組合が起業した「観光釣りイカダ」は年間 2000 人の入込みを見せており、イセエビなど特化した産物がある。また、バイクライダー宿泊施設、スキューバーダイビングのサービス施設などもある。

地産地消が原点、町内外の人々で賑わう伝統ある大正町市場

第３章　基本方針

１．保存管理、整備活用、運営体制に関する基本方針

四万十川上流域の木材等の搬出港であった久礼地区は、古い街並みが多く残りタイムスリップしたような風景が心を和ます港町であり、高知独特の民家が軒を連ねる漁師町でもある。「鰹の一本釣り」は鰹そのものの価値を上げる独特の伝統漁法であるが、近年、魚の激減と重労働で危険なこともあり減少の糸を手繰っている。久礼の港を中心として栄えた「鰹の一本釣り」の伝統漁法を継承すると共に地産地消を遂行し、地域住民の台所として欠かすことのできない大正町市場施設等を保存管理し整備活用していく。また、上ノ加江にかけての沿岸は、岸壁と砂浜が交互に織成す美しい海岸線や温暖な気候による柑橘類や園芸作物も盛んに営まれている。温暖な気候は多彩に渡る農作物の生産を高めてきた。

このような中土佐町の文化的景観を価値付け住民と共に認識し、景観の維持に努める。その基本は「四万十川流域の文化的景観－上流域の農山村と流通・往来」と同様に「生業なくして景観なし」であり、産業基盤の活性化を通じて一層の保護に努める。さらに、この文化的景観を地域の資産として位置づけ保全活用をしていくことを基本方針とする。

（１）保存に関する基本方針

①中土佐町の独特の地形の土地利用を維持する。

四万十川上流域に属する大野見地区は、川に二分された集落が点在していて、比較的農地に恵まれ森林も人工林が植栽され豊かである。また、居住地は川沿いに開け点在する。一方、木材等の搬出港であった海岸部に属する久礼地区では、中土佐町の文化的景観の特性を継承する旧港町の街並みを覗かせる現在の漁師町が広がる。また、上ノ加江地区及び矢井賀地域は漁労で栄えた漁師町であるが温暖な気候風土を活かした農業も盛んに行われており、太平洋の荒波で形成されたリアス式海岸や砂浜が交互する。こうした独特の地形を活かし、土地利用を維持する。

②中土佐町の景観を構成する要素の保存を図る。

建物や流通・往来の歴史や文化を再調査し、生業の営みや暮らしの中に培われ育て上げられた港・街路・大正町市場・炭倉庫、桟橋跡・海岸・久礼八幡宮などの歴史的建造物のある固有の景観を、後世に受け継ぐため保存・整備・活用を図る。

③中土佐町の豊かな自然環境の保全に取り組む。

中土佐町は、山・川・海の国、高知県を凝縮したように豊かな自然を有する魅力ある地域である。

これらの植生等を始めとする豊かな自然条件を、維持・継承していくと共に地域資源として活用していく。

④木造建築の保護

中土佐町の建物は、明治時代、大正時代に遡るものの他、昭和４０年代以降に更新されたものの中にも、土佐の特長を示すものが多い。これらを調査し、保存対象とするとともに、積極的に活用を進める。

（２）整備活用の基本方針

①文化的景観の価値と機能が継続されるよう、価値を高める整備を図る。

四万十川上流域における木材等の搬出港で賑わった久礼港区域は、近世・近代にかけての伝統的な建物が散在し、古い商店街の建築物等が軒を連ね当時の面影を残す。土佐漆喰や水切り瓦など海路による交易や、四万十川流域奥地との交流がもたらせた建築資材や技術・工法によって建築された建物の残る長閑な漁師町の街並みは貴重な文化的景観である。また、上ノ加江沿岸区域は自然と共存し災害等に巧みに利用してきた土地利用の文化的価値等が保存継承している。それらの価値を高め継続できるよう配慮した整備を行う。

②住民の自然と共生し培われた文化的景観の特性の活かした取り組みを図る。

深い山林や四万十川、黒潮の太平洋等恵まれた自然環境と人の営みとのかかわりにより創出された中土佐町の文化的景観の学習会、説明会を通じ住民の意識啓発の推進を図る。また地域住民・各団体・行政の連携により、恵まれた自然と文化的景観の特性を活かし、地域間交流の促進や観光的商業の充実等、地域の振興に繋がる取り組み等を図る。

（３）運営体制の基本方針

庁内の運営体制の確立、関係組織の充実、各住民組織との連携を図る。

文化的景観の保存活用に関わる運営体制については、現在組織している文化的景観庁内検討委員会を運営委員会として今後も活動を促し、各部署が連携して取り組みを進めるとともに、中土佐町の地域振興や事業施策を図るうえでも景観計画、文化的景観保存計画を尊重し、振興計画との整合を図りながら推進する。中土佐町の独特の文化的景観の価値を保存継承し、有効活用するために学習会や講演会を通じ人材育成を図り、定期的に地区内への働きかけや説明会をおこない住民の認識を高めるよう努力する。また、国、県各行政機関、各団体、各住民組織等の連携を図り管理体制の充実に努める。

（４）重要文化的景観を構成する重要な家屋の特定及び取扱い

①重要建物(重要文化的景観を構成する重要な家屋)特定の基本的な考え方

「久礼の港と漁師町の景観」は、町並みの建築物は昭和４０年代、工業製品による新建材で完成した住宅が多い。そうした中に、日本瓦に土佐漆喰の古建築が点在している。木材や木炭等の集積に使用された倉庫も残っている。外観の新建材仕様は、修理によって屋根や壁・開口部が新装されているが、内部の構造や造作には古建築の伝統工法が残っている。

このため、重要建物を特定するにあたっては、「本町商店街通り」「久礼大正町連合商店街通り」にあって日本瓦に土佐漆喰の建物、伝統的な産業に使用している建物または地域固有（伝統工法等を示す）の建物であることを条件とする。

②重要建物の特定方法

重要建物の特定は、建物固有の特性面から基準を設定し、基準を満たすもののうち、建物登録簿または課税台帳等により所在・構造・面積・所有者等が特定でき、当該家屋の所有者等の同意が得られるものを対象とする。

「本町商店街通り」「久礼大正町連合商店街通り」の重要建物を特定する基準

Ⅰ　日本瓦に土佐漆喰の昭和４０年代以前の建物

Ⅱ　伝統的な産業に使用している建物で昭和４０年代以前の建物

Ⅲ　構造や造作に古建築の伝統工法が残っている建物

③建物の特性を尊重した修理・修景

建物を長く維持するためには、日常管理を適切に行うことと、棄損が生じた場合に修理を行うことで、本来の機能を回復させることが必要となる。修理は、建物の価値を維持するための行為であり、建物本来の特性を尊重して行うことが基本となる。

建物本来の特性にそぐわない改造が加えられている場合、その履歴を検討した上、旧状に戻すか本来の色調や形態に近い材料を用いるか等、個々の状況に即して適切に選択し、修理・修景を行うこと、さらに建物本来の特性で一覧表に見られない独自の物を持つ場合には、各々独自の形態・意匠に従って修理を行うことを基本とする。

また、建物の継続的利用を促進するには、構造耐力上必要な部分を補強して防災性能の向上を図ることや、空調設備等の設置や更新あるいは手すりやスロープの設置など、内部空間の機能性の向上も必要とされる。こうした、防災的措置や内部の改変を行う際には、できるだけ建物特性を尊重して行われることが望ましい。

第４章　文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

１．土地利用等の考え方

重要文化的景観選定申出対象地区は、既存の法条例及び景観計画、景観条例を保持し、形成基準を厳守することを踏まえて次に揚げる。

（１）山林

中土佐町の総面積の 90％を占める山林の役割は多大であり、里山と合わせて水源涵養、土砂災害の防止、大気浄化、動植物及びその生態系の保持等といった役割を果たせる健全な山林の育成に努めなければならない。

①　植林については、間伐を中心に適正管理をおこなう。
②　維持管理に関する支援体制の構築
③　自然林や重要景観林については、所有者の協力を仰ぎ保全を図る。
④　主な国有林についても重要文化的景観申出区域とし、施行計画の届出、大きな形状変更や土地開発については事前に協議を図る。

（２）農地

久礼、上ノ加江地区は、米作、たばこ、ハウス園芸、果樹栽培と温暖な気候に恵まれ農業の盛んな地域である。しかしながら、後継者不足や高齢化の進行から林地化が進んでいく状況にある。

文化的景観地区においては、このような状況を踏まえ、土地の有効利用を図っていく必要がある。

①　景観農業振興地域計画の策定を推進する。
②　耕作放棄地の修景整備と管理、活用を図る。
③　後継者不足による維持管理支援を図る。
④　集落営農の確立を図る。
⑤　園芸農業の推進を図る。

（３）港湾

太平洋に面し、黒潮かおる土佐湾の中心部にある中土佐町は、沿岸漁業が盛んに行われてきたが、最近では農業同様に高齢化や後継者不足に加え、乱獲や異常気象で漁が激減している。伝統漁法である「鰹の一本釣り」も土佐沖でなく遠漁への依存がほとんどである。湾では、鰹の餌となるカタクチイワシやハマチ、カンパチ等の養殖が行われている。これらを支える古い港が残る中土佐町では、港湾の環境を保持し、環境美化に努める。

（４）居住地

各地区の空家利用や古民家、樹木、社寺等については、保存活用のガイドラインを作成し、維持管理について検討する。

海や河川の汚濁の最大の要因である家庭排水処理については、大野見奈路及び吉野地区の一部、鎌田地区、笹場地区は、農業集落排水施設を整備し下水処理を行なっているが、人口の多い久礼地区やそのほかは小型合併浄化槽の普及を行なっている。しかしながら、充分とは言えず今後は100%の普及促進を目指す。

２．行為規制の方針

（１）重要文化的景観の現状変更等の許可、届出、報告に係る取扱い

重要文化的景観選定申出対象区域内の土地利用は既存の農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、港湾法、高知県が指定する高知県土地基本条例、高知県屋外広告物条例、中土佐町の指定する中土佐町土地基本条例の対象区域となっている。

これに加えて、平成20年以降は景観法に基づいて中土佐町が定める景観条例が平成20年7月に制定されたことによる届出対象行為の規定により、文化的景観の構成要素に関する保護が担保される。

『重要文化的景観に係る選定および届出等に関する規則の一部を改正する省令の施行について』（平成２０年７月３１日文化財部長通知）によれば、重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出（法第１３６条関係）及び現状変更等の届出（法第１３９条関係）は、文化的景観の重要な構成要素を対象としている。届出の対象とする重要な構成要素及び滅失又はき損の様態や現状変更の行為等の具体的内容については以下に示すとおりである。

２）重要文化的景観の現状変更等の取り扱い基準

文化庁に対する現状変更等の届出対象は下記に揚げる行為とする。

届出の対象行為は、その物件の特性を維持するための修理、災害等のために必要な応急措置や維持管理に該当する行為については対象外とする。（文化財保護法139条第１項）

なお、修理の計画に関する専門的な助言・指導、工事経費の一部の補助等に係る手続きは、文化的景観整備委員会等の専門家機関による助言に基づき、本町において対応を行うものとする。重要建物について工事を行おうとする場合、建物特性を尊重した工事計画を立てるよう、その内容については本町に早い段階での事前相談が望まれる。

表４　現状変更等の届けが必要な行為

届出の種類	届出の必要な場合	届出日
滅失又は棄損	・火災による焼失や水害による流出等により失われた場合、滅失に該当するものとして届出を行う。 ・地震、台風による被災等何らかの原因により半壊以上の破損を受けた場合、き損に該当するものとして届出を行う。	・滅失又はき損の届出は、その事実を知った日から 10 日以内に行う。
現状変更	・建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え又は色彩の変更。 ・工作物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え又は色彩の変更	・現状変更しようとする日の 30 日前までに届出を行う。

＊本町商店街通り・久礼大正町連合商店街通り・旧炭倉庫群が重要な構成要素と位置づけられている場合には、道路に面する建物の連続性や街並に影響を与える改変が行われる場合に、代表の名前で現状変更の届出を出す等の措置を行う。

表５　現状変更等の届出を必要しない行為

項　目	内　　容
非常災害のために必要な応急措置	・ 非常災害に備えて事前に行う補強や改修の行為。 ・非常災害後に応急的に復旧工事として行う行為。
維持の措置	・建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え又は色彩の変更の行為面積の合計が 30 ㎡未満のもの。 ・工作物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替え又は色彩の変更の行為面積の合計が 30 ㎡未満のもの。 ・電柱・アンテナ等の新設、移転 ・雨漏り補修や塗装の塗り直しなど、き損の発生や拡大を防止するための日常的な管理行為のうち、外観に対する影響が軽微なもの。 ・家屋内部の改変行為。

表6 現状変更等の許可、届出、報告に係る取扱い

	現状変更等	中土佐町景観計画		現行法による届出又は許可を要する内容	文化庁長官への現状変更等の届出・報告の対象（重要な構成要素）	
		届出を要する内容	景観形成基準		届出の対象	報告の対象
居住地	①土地の形状変更 ②鉱物の掘削、土石等の採取 ③物品等の集積 ④看板等の設置	①＜重点区域・第一種地区＞100 ㎡以上となるもの。＜重点区域・第二種地区＞1,000 ㎡以上となるもの。 ＜一般区域＞10,000 ㎡以上となるもの。 ②＜重点区域・第一種地区＞10 ㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの。＜重点区域・第二種地区＞ 1,000 ㎡以上又は高さ 3mを超えるもの。 ＜一般区域＞10,000 ㎡以上となるもの。 ③＜重点区域・第一種地区＞10 ㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの。＜重点区域・第二種地区＞1,000 ㎡以上又は高さ 3mを超えるもの。 ＜一般区域＞1,000 ㎡以上又は高さ 3mを超えるもの。 ④＜区域指定(注1)＞一辺が４m以下かつ表示可能面積が４㎡以下を除く。	①②【切り土、盛り土の高さ】＜重点区域・第一種地区＞高さ 5m 以下とすること。 ①②【景観の保全】裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること。石垣の保全、自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全。 ①②【稜線】＜重点区域・第二種地区、一般区域＞稜線を分断しないこと。 ①②③【眺望】＜重点地区＞景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 ④【色彩】マンセル値 10 未満。蛍光色を使用しないこと。周辺の景観と調和するものであること。	④【高知県屋外広告物条例】四万十川条例区域内に設置する看板、広告板及び自動販売機の設置		○久礼港区域 本町商店街通り、大正町連合商店街通り
農地	①土地の形状変更 ②土石等の採取 ③物品等の集積 ④看板等の設置 ⑤農地等の転用			⑤【農地法】（許可制）農地における農地等の転用 ⑤【農振法】（許可制）農用地区域内における開発行為		
港湾	①建築又は改良 ②土砂等の採取 ③港湾内の占用 ④看板等の設置 ⑥港湾の開発又は利用又は保全に著しく支障を与える恐れがある行為			②　港湾法】（許可制）港湾区域内における土地の形状変更 ②【港湾法】（許可制）港湾区域内における産出物の採取 ④⑦【港湾法】（許可制）港湾区域内における工作物の新設、改築、除去 ⑥【港湾法】（許可制）港湾区域内における占用		○久礼港区域 久礼外港・内港、鎌田港湾施設 ○上ノ加江沿岸区域 塩浜海岸、上ノ加江港。矢田部崎、小矢井賀浜、矢井賀港
山林	①土地の形状変更 ②土石等の採取 ③物品等の集積 ④看板等の設置 ⑧森林の伐採 ⑨針葉樹の植樹	①②③④上記参照 ⑧＜重点区域・第一種地区＞100 ㎡以上の天然林の伐採、10,000 ㎡以上の植林の伐採。＜重点区域・第二種地区＞10,000 ㎡以上の森林の伐採。 ＜一般区域＞10,000 ㎡以上の森林の伐採。 ⑨＜重点区域・第一種地区＞100 ㎡以上のスギ及びヒノキの植樹。	①②③上記参照 ⑧＜重点区域＞森林の伐採率 40%以下。これにより難い場合は、裸地の緑化（新植計画等）措置を講ずること。 ⑨＜重点区域＞植林（杉・桧）の下刈り、間伐の計画を提出し適正な施業を行うこと。	①【森林法】（許可制）地域森林計画の対象区域（民有林）における 1.1ha を超える規模での宅地の造成等の開発行為、保安林における土地の形質を変更する行為 ②【森林法】（許可制）地域森林計画の対象区域（民有林）における 1.1ha を超える規模での土石の採掘や鉱物の採掘 ⑧【森林法】（届出制）地域森林計画の対象区域（民有林）における 1ha 未満の立木の伐採 ⑧【森林法】（許可制）保安林における立木の伐採		○上ノ加江沿岸区域 笹場大銀杏、灘山自然林
建築物	⑨建築物の建築等 ⑩建築物の外観の変更 ⑪建築物の色彩の変更	⑨＜重点区域＞述べ床面積 100 ㎡以上又は高さ 10m を超えるもの。＜一般区域＞述べ床面積 200 ㎡以上又は高さ 10m を超えるもの。 ⑪行為面積の合計が 10 ㎡以上のもの。	⑨【高さ】＜重点区域・第一種地区＞13mを超えないこと。＜重点区域・第二種地区＞高さ 20mを超えないこと。＜一般区域＞高さ 30mを超えないこと。 ⑨⑩【外観】勾配屋根とし、適度な軒の出を基本とする。原則として和風感のある素材を使用し、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。 ⑨⑩⑪【色彩】マンセル値 10 未満で周辺の景観と調和するものであること。		○久礼港区域 久礼八幡宮、西岡酒造酒蔵、久礼大正町市場施設、恵比須神社、旧炭倉庫群 ○上ノ加江沿岸区域 廣埜神社、矢井賀観音堂	
工作物	⑫工作物の建設等 ⑬工作物の外観の変更 ⑭工作物の色彩の変更	⑫＜重点区域・第一種地区＞10 ㎡以上又は高さ 1.5m を超えるもの。＜重点区域・第二種地区＞1,000 ㎡以上又は高さ 5m を超えるもの。＜一般区域＞1,000 ㎡以上又は高さ 5m を超えるもの。 ⑬行為面積の合計が 10 ㎡以上のもの。	⑫【高さ】＜重点区域・第一種地区＞13mを超えないこと。＜重点区域・第二種地区＞高さ 20mを超えないこと。＜一般区域＞高さ 30mを超えないこと。 ⑫⑬⑭【色彩】マンセル値 10 未満で周辺の景観と調和するものであること。		○久礼港区域 桟橋跡	

■参考資料１：景観計画の区域とその区分

○景観計画の区域

中土佐町の景観は、自然・文化・歴史などのさまざまな要素がつながり、重なりあって形成されている。したがって、地域全体にわたって取り組みが進み発展していくようにするため、中土佐町の全域を景観計画区域とする。

なお、景観計画区域を重点地域と一般地域に区分する。

○景観計画区域の区分

景観計画区域を重点地域と一般地域に区分する。

なお、今後上ノ加江、矢井賀地区についても将来的には住民合意を踏まえ、重点地区の拡大を検討していく。

（１）重点地区

①重点第一種地区

ア．四万十川を中心として左右の道の路肩までの地域

②重点第二種地区

ア．四万十川景観地区

●四万十川を中心として左右の山の第一稜線までの地域

●四万十川の支流である下ル川、萩中川、島の川川を中心として左右の山の第一稜線までの地域

イ．久礼港景観地区

●久礼八幡宮、大正町市場、漁港等久礼地区の久礼港地域

（２）一般地区

重点地域以外の全ての地域を一般地区とする。

■参考資料２：景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農村景観づくりを進めるために景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合に作成する景観農業振興地域整備計画の策定を検討する。

整備計画には、保全・創出すべき地域の景観の特色、保全・創造すべき地域の範囲、魅力ある景観を保全・創造するための方針などが盛り込まれることになる。

１．景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

（１）保全・創出すべき地域の景観の特色

四万十川の恵みと先人の開拓と灌漑の歴史による農用地並びに頭首工、用水路、沈下橋等は、日本の原風景ともいえる景観である。しかしながら、高齢化等により一部地域には耕作放棄地も出てきており、良好な景観が失われていく恐れがある。

（２）保全、創出すべき地域の範囲

四万十川を中心として左右の山の第一稜線までの地域にある農用地

（３）魅力ある景観を保全、創出するための方針

① 農の営み無くして四万十川沿いの景観はありえない。このため、基本は農業をどのようにして継続さしていくかということが重要な課題である。

② 四万十川、農地、頭首工、用水路、沈下橋、そして集落等がおりなす農村集落の保全を図っていく。

③ 四季を感じさせる農道、あぜ道などの保全を図っていく。

④ 農地の集約等による耕作放棄地の解消並びに、放棄地に周囲の景観と調和するような植栽を検討する。

高知県で一番古い酒蔵がある西岡酒造、関西圏から運ばれたレンガ塀も残っている

第５章　整備・活用

１．整備活用の考え方

整備活用を進めるにあたっての考え方は次のとおりである。

（１）文化的景観本来の特性を活かした林地、農地、建造物等の整備活用に取り組む。

（２）住民、行政、各種団体、専門家等が協働して整備活用に取り組む。

（３）文化的景観の整備活用が、地域の活性化に繋がるよう努める。

（４）一時的なものではなく、永続的に効果が期待できる整備活用となるよう検討の上実施する。

（５）文化的景観を子供たちが郷土の歴史を生活、生業の観点から学べる場として活用する。

２．整備活用の具体的手法

今後、検討が必要とされる整備活用項目について、景観構成要素別に整理する。

景観構成要素毎の詳細な整備活用計画は、それぞれの所有者、管理者との協議を行い策定していく。

以下の整備項目は、条件が整ったところから順次実施していく事とする。

（１）全体に共通する整備項目

①　文化的景観に配慮しつつ、活用を促進するための施設（サイン板等）の整備

②　眺望場所の確保と整備

（２）農地

①　景観農業振興地域計画の策定

②　耕作放棄地の修景・石積み等の整備と管理、活用

③　後継者不足による維持管理支援

（３）里山

①　樹木の適正管理

②　生態系に配慮した整備

③　維持管理に関する支援体制の構築

（４）沈下橋

①　維持管理

（５）街並

①　ボランティアガイド養成

②　文化的景観の町歩きマップ作成

③　観光的商業の充実

④　伝統的な木造建造物等の保存活用

（６）港湾

①　維持管理

②　石積み護岸の保護等

表7　整　備　活　用　計　画

<table>
<tr><th rowspan="2">区　　域</th><th colspan="2">資　　源</th><th rowspan="2">整　　備</th><th rowspan="2">活　　用</th><th rowspan="2">効　　果</th></tr>
<tr><th>構　成　要　素</th><th>その他の要素</th></tr>
<tr><td rowspan="5">共　　通</td><td>・山林</td><td>・山林　民有林、町有林</td><td>・除間伐の推進
・林道の整備
・木の有効利用推進</td><td>・良質の木材のブランド化
・収入間伐等による小径木加工
・ヒノキ油、チップによる加工品販売</td><td rowspan="5">○森林の整備
除間伐、複層林の推進等により本来森林の持つ機能（緑のダム）を復活させることにより動植物、生物の保護、水源涵養や表土の流出を抑え、河川の機能も取り戻す。

○自然農法の推進
低農薬、堆肥の有効利用による有機栽培等の自然農法の確立により、安全安心の農産物の生産により、ブランド化を図る。また、土壌、良水、気候といった恵まれた環境は良質の米作や園芸が生産できる。

○街並みの保全
久礼、上ノ加江、矢井賀地区には古い街並みの魅力ある漁師町が広がる。これらの街並みを保全し継承することで町おこしを図る。

○情報発信
インターネット等による情報発信、環境に配慮した独自のパンフレット作成、サイン看板等の設置を行うことで、サービスの充実を図る。

○ガイド養成
ボランティア等によるガイドの養成を行い、中土佐町の魅力と滞在時間を充実させる。

○特産品等
高知県で生産できる農林産物はほとんど中土佐町で生産できる特徴を活かし多品目のブランド化を図る。また、柑橘類や雑魚等の独自の活用方法、文化食の発掘、調理方法等の伝授を図る。

○観光的商業
酒蔵・本町商店街通りと久礼大正町連合商店街通りを結んだ観光的商業の充実を図る。</td></tr>
<tr><td>・農地</td><td>・農地　水田、水路、畑、果樹園</td><td>・構造改善等による農地の整備は大幅な形状を変えない工法とする
・低農薬、有機栽培、自然農法の確立</td><td>・農作物のブランド化
（米、園芸、カキ・花木、果樹、生姜等）
・大野見堆肥センターによる有効利用と良質の堆肥の生産</td></tr>
<tr><td>・住居　本町商店街通り、大正町連合商店街通り、旧炭倉庫群、西岡酒造酒蔵、恵比須神社</td><td>・住居　土佐造りの家</td><td>・建築には景観を損なうことのないよう配慮すること</td><td>・空き家を利用した田舎暮らし、農業体験ができる体制を確立</td></tr>
<tr><td>・道路　本町商店街通り、大正町連合商店街通り、大正町市場施設</td><td>・道路　町道、農道、林道</td><td>・景観を考慮し、自然素材を優先した工法を採用する</td><td>・生活道、作業道として活用</td></tr>
<tr><td>・港湾　久礼外港・内港、鎌田港湾施設</td><td>・港湾　漁港、漁労</td><td>・護岸整備には自然工法等を推進
・港湾清掃
・汚濁、水生生物の調査</td><td>・伝統漁法の継承</td></tr>
<tr><td>久礼港区域</td><td>久礼八幡宮、旧炭倉庫群、大正町市場施設、久礼外港・内港、鎌田港湾施設、桟橋跡、西岡酒造酒蔵、恵比須神社、本町商店街通り、久礼大正市町連合商店街通り</td><td>・双名島
・町立美術館
・久礼の街並み
・土佐三大祭り八幡宮際
・久礼新港
・ふるさと河岸
・大正町市場
・西町、八幡商店街
・昭和、平成通り
・本場、栄町商店街</td><td>・久礼の街並み保存
・街歩きマップ等の整備
・インターネット等情報発信
・伝統漁法の育成
・漁民博物館等の設置
・ボランティアガイドの育成
・久礼駅周辺の整備
・大正町市場の活性化
・西町、八幡商店街の調査整備
・昭和、平成通りの調査整備
・本場、栄町商店街の調査整備</td><td></td></tr>
</table>

第６章　運営及び管理体制

１．運営、管理体制の基本的考え方

文化的景観の保存活用について関わる運営体制については、今後においても現在組織している文化的景観庁内検討委員会を運営委員会として活動を促し各部署が連携をして取り組みを進めるとともに、中土佐町の地域振興や事業施策を図るうえでも、景観計画、文化的景観保存計画を尊重し、振興計画との整合を図りながら推進する。

また、地域住民、国、県各行政機関、各団体等の連携を図り管理体制を確立していくことを目指す。

更に、近隣市町や、高知県、関係団体等と相互に連携し合いながら、諸問題に対する広域的かつ横断的な調整を図っていく。

２．運営及び管理体制

（１）庁内連携の強化

文化的景観の保全と地域の振興という視点で庁内における連携、調整を図っていく。具体的には、企画、町民環境、建設、水産商工、農林、教育委員会で構成する文化的景観庁内検討委員会での横断的な連携を図る。

（２）専門委員会の設置・住民団体等の育成

文化的景観の保全・整備・活用について、専門的見地から意見やアドバイスを得るため、専門委員会を組織し、調査検討を行なう。

また、各団体、ボランティア等の育成や支援体制を図る。

（３）各組織及び連携

各組織が文化的景観の保全・整備・活用について意見等を交換する場の設置を図ると共に、地域と行政の連携を図る。

（４）意識啓発の推進

地域住民が中土佐町独特の文化的景観の価値を保存継承し有効活用するために学習会、説明会を行い、住民の意識を高めるよう努力する。